

史料紹介 東京大学史料編纂所所蔵 『天台座主記』（下）

戸瀬 昌之

解題にかえて

前号に引き続き、東京大学史料編纂所所蔵『天台座主記』（請求記号・〇一一六一）。以下、編纂所本と呼称）の下巻を翻刻・紹介したい。この写本は、現在判明する中で最も古い年紀を持つ写本である上、現在広く使用されている刊本である、渋谷慈鑑編『校訂増補 天台座主記』（比叡山延暦寺開創記念事務局、一九三五年、以下「刊本」とする）とは異なる情報を多く含んでおり、重要な写本であると考えられる。

以下では、編纂所本の成立や伝来、研究史上注目される特徴について若干の考察を加え、解題にかえたい。

（１）編纂所本の概要について

まず、編纂所本の概要について述べたい。^① 末尾に「正安二年五月廿

一日 増全 書了」と奥書がある。これは、現状判明しているなかで『天台座主記』の最も古い年紀である。増全については残念ながら不明とせざるをえない。^② それぞれ本文が一八丁で上下二巻が合綴されている。上巻には宗祖最澄と一世義真、六一世顕真、下巻には六二世慈円、九〇世最源まで記載されている。ただし、五四世快修については記載が抜けている。また、「イ」として異本によって校合されている箇所がある。ただし、異本によって記事単位で加除しているように見えない。所蔵印としては、史料編纂所の所蔵印のほか、「宝玲文庫」「月明荘」などがある。

主な記述内容としては、座主の名前、通称、父の名前、師弟関係（入室や灌頂など）、座主補任・辞任記事が記載されている。また、下巻を中心として、座主補任後の就任儀礼についても記載されている例が多い。

（２）所蔵者として判明する人物と関連する写本について

ここでは、編纂所本の伝来や関連する写本について述べたい。近世以前の来歴については不明とせざるをえないが、明治時代から所持者として数人を確認できる。

まず確認できた中で最も古い所持者は、田中教忠（勘兵衛）である。小中村清矩の日記である『西遊日記』明治二十二年（一八八九）八月十日条には、同日に田中のもとを訪れ、所蔵する古典籍を閲覧していることが記されている。そのリスト中に、「天台座主記（正安二年写、増全、一冊）という記載がある。これが確認できた中で一番古い所蔵者の記録である。また、明治三十四年（一九〇一）に京都帝室博物館（現在の京都国立博物館の前身）で行われた展覧会の出品目録（3）にも「天台座主記 正安二年増全写本 一冊 同（京都府） 同（田中勘兵衛出品）」という記載がある。よって編纂所本は、少なくとも明治二十二年から明治三十四年までは、田中のもとにあったといえるだろう。

一方で、田中のもとを離れた時期について、確実な時期は不明とせざるをえない。ただし、昭和十年代に作成されたとされる東京大学史料編纂所所蔵の「田中教忠蔵書目録（4）」のなかに編纂所本の記述がないことから、この時期までには田中のもとを離れていたと考える良いだろう。

次いで、「宝玲文庫」の所蔵印があることからフランク・ホーレー所蔵の時期があったことがわかる。ホーレーのもとに所蔵された時期について、確実なことは言えないが、昭和六年（一九三一）に初来日していることから、購入はその後であることは確実といつてよい。（5）

もう一人、「月明荘」の所蔵印があることから、反町茂雄のもとにあったこともわかる。『弘文荘待買古書』にも記載がある。（6）その後史料編纂所が購入したことがわかる。

また、この編纂所本には、関連する写本の存在が確認されたため、ここで紹介したい。それは、東京大学史料編纂所架蔵の宝生院（真福寺）原蔵『天台座主記（上）』謄写本（請求記号…二〇一六一九、作成は大正四（一九一五）年）である。この写本は、編纂所本と非常に近い関係が考えられる。

まず、本謄写本の概要を記す。記述があるのは、宗祖最澄と一世義真、二世円澄のみである。（7）しかし、謄写本冒頭に「丁数惣計 上下三十拾五枚 今ハ四枚 観智院」、末尾に「第九十代最源僧正ニ終ル」という注記がある。よって、この謄写本は、九〇世最源まで記述された写本の冒頭部分のみを写したものと考えられる。この代数は編纂所本と一致しており、近い関係が考えられる。もう一点、編纂所本と近い点がある。この謄写本は「謄写」とはされているものの、字配り・形状等も精緻に写している。そして前述した注記と所蔵印以外は、編纂所本に一致している。

ただし、この謄写本の原本にあたる写本は現在のところ確認できていない。真福寺の古典籍については、戦前に黒板勝美が作成した目録があるが、そこには記載がない。（8）また一九九〇年代に作成された撮影目録にも記載がない。（9）この写本については、謄写本注記の「観智院」をはじめ、不明な点が多い。今後検討を深める必要があるだろう。

（3）編纂所本の特徴①―抄出の傾向

ここからは、編纂所本の内容について、その特徴を記し、研究史上のトピックとなりそうな点について述べ、最後にこの写本の成立の背景を述べたい。

まず、編纂所本と刊本とを対比してわかることを述べておきたい。

表1：編纂所本の祇園別当記述一覧

No	座主	祇園社別当
1	72世承円	忠快法印
2	72世承円	仁（任カ）尊法眼
3	73世円基	承信法印
4	73世円基	宗源僧都
5	74世尊性法親王	公性法印
6	75世良快	貞雲法印
7	75世良快	泰承法眼
8	75世良快	隆承法印
9	76世尊性法親王	公性法印
10	76世尊性法親王	尊実
11	77世慈源	隆承法印
12	78世慈賢	聖増法印
13	79世慈源	尊実法印
14	80世道覚法親王	公源法印
15	81世尊覚法親王	雲快法印
16	81世尊覚法親王	顕雲僧都
17	82世尊助法親王	実増法印
18	82世尊助法親王	禅成僧都
19	83世最仁法親王	盛尊法印
20	84世澄覚	聖憲法印
21	85世尊助法親王	聖憲法印
22	85世尊助法親王	公澄法印

記事単位で考えると、編纂所本に存在する記事は、その大部分が刊本に存在する記事であることが指摘できる。よって大枠で言えば、編纂所本は、刊本の底本にいたる写本のどれかからの抄出本と考えるのが妥当だと考えられる。しかし、各記事における独自の記述や、少数ながら存在する独自記事、独自の頭注などが存在する上、抄出の傾向それ自体も興味深い。

抄出の傾向としては、園城寺との抗争に関する記事や比叡山や吉社等での焼亡記事が多いことを指摘できる。甚だしい事例の一つとして、一八世良源の項を取り上げたい。編纂所本においては、康保三年（九六六）の五堂一樓焼亡の記事や天禄元年（九七〇）の惣持院焼亡の記事が取られている一方で、良源の事蹟として知られる堂舎再建やその供養に関する記事は取られていない。このように意図を持って抄出された写本であることは、編纂所本を活用する際に、留意しなければならないだろう。

（4）編纂所本の特徴②―祇園社別当の記述
次に、祇園社別当の記載について述べたい。編纂所本には、七二世から八五世にかけて、頭書に祇園社（感神院）別当の記述がある。七二世承円の項には、「祇園別当」「忠快法印」「仁尊法眼」という頭注が存在し、八五世尊助法親王の項まで同様の頭注が続くのである（表1にまとめた）。

この記述の位置づけを考えるために、少しでも中世の祇園社別当に関する研究史を振り返ってみたい。画期となったのは福眞陸城氏の研究である。福眞氏によって、院政期以降、祇園社は山門末寺の性格を強め、トップである検校を座主が兼帯し、その下に位置する別当には座主の出身門跡の關係者が補任されるようになったことが指摘された⁽¹⁰⁾。そして、福眞氏の作成した祇園別当の一覧をもとに、下坂守氏が追加を加えたものが中世の祇園社別当の一覧として現在広く利用されているもの⁽¹¹⁾と言えるだろう。編纂所本の頭注に祇園社別当として記載されている人物には、同時期の祇園社別当としてこれまで把握されている人物をほぼ全員含む⁽¹²⁾のみならず、これまで祇園社別当として知られていなかった人名が多数記述されている（表1の太字にした人物⁽¹³⁾）。この情報は、山門との關係を中心として祇園社の歴史を研究する際に重要な基礎情報となるだろう。

（5）編纂所本の特徴③―青蓮院門跡関連の記述
次に、編纂所の特徴の一つである青蓮院門跡出身座主関連の記述について述べたい。

まず、注目したいのが、「御」の字のつき方である。編纂所本には、年齢や行動に「御」の字がつき、敬意が示されている座主がいる（表2参照）。この記述は刊本にないものがほとんどであり、編纂所本独自の記述といつてよい。「御」の字がつく座主のパターンは二つに整理ができるのではないかと考える。一つは法親王である。もう一つは、青蓮院門跡出身の座主（行玄、慈円、慈源）である。¹⁴

次に法名の記し方にも注目したい。編纂所本には、法名の二文字目が「一」になっており、敬意が示されている座主がいる。¹⁵ 具体的には、三世円仁、一八世良源、四八世行玄、五六世覚快、六二・六五・六九・七一世慈円、八〇世道覚法親王、八二・八五世尊助法親王、八四世澄覚法親王、八八世道玄である。一瞥してわかるように、四八世行玄以降の座主については、青蓮院門跡出身の座主であることが指摘できる。

この法名の記し方に関しては、もう二点興味深い点を指摘できる。まず一点目は、座主になっていない人物の記し方である。八八世道玄の項には、「前大僧正最入室^守 受法灌頂弟子」とあり、最守という人物にも敬意が示されている。この最守も一時的に青蓮院門跡となつた人物である。もう一点は、青蓮院門跡出身であるにも関わらず、法名の二文字目が「一」になっていない座主がいることである（七五世良快、七七・七九世慈源¹⁶）。

以上示したような法名の記し方は、当該期に発生していた青蓮院門跡の継承をめぐる相論と関係している可能性がある。これは長期間にわたる非常に複雑な相論だが、関連するところを整理すると、鎌倉時代後半の時点では、さらなる争いにつながる要素を含みつつ、良快―慈源の系統と道覚―尊助―道玄の系統が争っていたといつて良いだろ

¹⁷う。この流れの中で出てくる青蓮院門跡のうち、前者の系統の人物の法名に「一」が付されていないことがいえる。

(6) 編纂所本の成立時期・背景について

最後にこれまで述べてきた内容も踏まえつつ、編纂所本の成立時期や背景について述べてみたい。

記述内容から見ると、時系列的に最後の記事となるのは、編纂所本末尾の九〇世最源の項の記事ではない。八八世道玄の項の「同六年癸未正月十二日、三社神輿入洛事」の記事である。「同六年」は、抄出の際にもとの年が不明確になってしまったもので、弘安六年（一二八三）に比定されるべき記事である。この時期、天王寺別当職をめぐる延暦寺と園城寺の争いを原因とし、山門の大衆が日吉社等の神輿を動座させ、内裏に乱入するという事件が起きていた。¹⁸ この記事は刊本には見えない記事であるが、関連史料がある。『門葉記』巻百二十五（門主行状二）の道玄の項にある、「同六年正月十六日、於^三内裏^{方里小路殿}始^三修尊勝法、去六日日吉神輿入洛、神人等狼藉之間、為^二鎮宅^一云々、」という記事がそれである。大衆の狼藉に対する鎮宅のために内裏において道玄が祈禱を行ったことが記されている。よつて時系列的に見ると、弘安六年正月から正安二年五月の間に成立したと言えるだろう。

また、この弘安六年正月の祈禱の記事が編纂所本の独自記事であり、かつ関連史料が『門葉記』にしか現状見当たらないことも注目される。前述したような、青蓮院門跡出身の座主に対する記述なども合わせて考えると、編纂所本は、青蓮院門跡周辺と深い関わりをもって成立した可能性を指摘できる。¹⁹

表2：青蓮院門跡関連記述における「御」の付き方

No	座主名	門跡	本文
1	48世行玄	青蓮院	久寿二年〈乙亥〉十一月五日、御入滅、〈御年五十九、〉
2	49世最雲法親王	梨本	久寿三年〈丙子〉三月卅日、任権僧正為座主、〈御年五十三、〉
3	56世覚快法親王	青蓮院	安元三年〈丁酉〉五月十一日、任座主、〈御年四十四、〉
4	62世慈円	青蓮院	法性寺禪定殿下御息 母仲光女
5	62世慈円	青蓮院	建久三年〈壬子〉十一月廿九日、任権僧正并座主、〈御年卅八、〉
6	62世慈円	青蓮院	同廿三日、為拜堂御登山、〈先為法務拜賀、御参閑院 内裏、自甘露王院有此儀、〉
7	62世慈円	青蓮院	次被行初度御政 次饗膳 次賜寺官禄物
8	62世慈円	青蓮院	同廿一日、被行恒例御政、
9	62世慈円	青蓮院	八月十六日、以無動寺御本房大乘院為中宮御願遂供養、
10	62世慈円	青蓮院	同廿五日、辞退座主・法務・権僧正・護持僧等御籠居、〈御年四十二、〉
11	62世慈円	青蓮院	正治二年二月廿日、被申置阿闍梨三口於無動寺、〈御籠居之後始応勅喚、〉
12	63世承仁法親王	梨本	建久七年〈丙辰〉十一月卅日、任座主、〈御年廿八、卅未満座主之初例也、〉
13	63世承仁法親王	梨本	□□〔五日〕、於白河御房請 宣命、
14	63世承仁法親王	梨本	同廿八日、為拜堂御登山、〈自三条御房有此儀〉
15	63世承仁法親王	梨本	四月十一日、依御病辞退座主職、
16	63世承仁法親王	梨本	去八日、依座主御病延引云々、
17	63世承仁法親王	梨本	同廿七日、於白河御房薨逝、〈御年廿九、〉
18	65世慈円	青蓮院	建仁元年〈辛酉〉二月十八日、還補座主、〈御年四十七、〉
19	65世慈円	青蓮院	四月一日、為拜堂密儀御登山、先於大乘院請印鑑
20	65世慈円	青蓮院	同十八日、任大僧正、〈御年四十九 為前権僧正 超正僧正【真性】任大、任臨時朝恩僧正之初例也云々、〉
21	69世慈円	青蓮院	建暦二年〈壬申〉正月十六日、還補座主、〈御年五十八、三ヶ渡還補之初例也、〉
22	71世慈円	青蓮院	建暦三年〈癸酉〉十一月十九日、還補座主、〈御年五十九、四ヶ度還補之初例、〉
23	71世慈円	青蓮院	同十日、辞退座主職被送印鑑、〈御年六十、〉
24	71世慈円	青蓮院	同元年九月廿五日、御入滅、〈御年七十一、〉
25	74世尊性法親王	妙法院	御母北白川院
26	74世尊性法親王	妙法院	安貞元年〈丁亥〉十二月廿七日、任座主、〈御年三十四、〉
27	74世尊性法親王	妙法院	同十四日於綾小路御房請 宣命、
28	76世尊性法親王	妙法院	貞永元年〈壬辰〉八月廿五日、還補座主、〈御年卅九、〉
29	76世尊性法親王	妙法院	同四年〈戊戌〉閏二月十六日、辞退座主、被送印鑑、〈御年四十五、〉
30	76世尊性法親王	妙法院	延応元年九月三日、於北白川殿薨逝、〈御年四十六、〉
31	77世慈源	青蓮院	禪定殿下御息
32	80世道覚法親王	青蓮院	宝治元年〈丁未〉三月廿五日、任座主、〈御年四十四、夏臘三十二、〉
33	81世尊覚法親王	梨本	建長元年〈己酉〉九月六日、任座主、〈御年三十五、〉
34	82世尊助法親王	青蓮院	土御門院御子
35	84世澄覚法親王	梨本	六条宮雅成親王御子
36	85世尊助法親王	青蓮院	文永四年〈丁卯〉七月十五日、〈庚子〉還補座主、〈御年五十四、〉

以上、甚だ簡単な紹介を行った。明らかに出来なかつた点が多い上、重大な誤りも多いかと思われる。この史料紹介が『天台座主記』を用いた研究に寄与する点があることを望みつつ擲筆したい。

註

- (1) ただし、諸事情のため筆者が原本調査を行っていない。書誌的事項については、不十分である点をお詫びしておきたい。
- (2) 後述するように、編纂所本は青蓮院門跡周辺と深い関わりをもって成立した可能性が高い。青蓮院に関わる「増全」という人物については、嘉禎四年（一二三三）七月に慈源の勤仕した修法によって法橋に昇進した人物がおり、注目される（『門葉記』勤行法四）。ただし、年代から考えて、この人物が正安二年（一二三〇）まで存命であることはやや考えにくいように思われるが、可能性として提示しておきたい。
- (3) 『京都帝室博物館列品目録 第1回 訂正版』一九〇二年。
- (4) 請求記号・RS 410558。川瀬一馬が昭和一〇〜一一年、及び一三年に調査した際に作成した略目録をもとに、昭和一四年に作成したもので、川瀬一馬編『田中教忠蔵書目録』（私家版、一九八二年）のもとになった目録と考えられている（所蔵史料目録データベースの「解題」より）。
- (5) 横山學『書物に魅せられた英国人』（吉川弘文館（歴史文化ライブラリー）、二〇〇三年）
- (6) 『弘文荘待賈古書目』三〇号、一九五七年。
- (7) 正確に言えば、二世円澄の項は冒頭のみ。
- (8) 黒板勝美編『真福寺善本目録』（私家版、一九三五年）、黒板勝

美編『真福寺善本目録続輯』（私家版、一九三六年）。

- (9) 智山伝法院編『真福寺文庫撮影目録』上・下（真言宗智山派宗務庁、一九九七・一九九八年）。
- (10) 福眞陸城「祇園別当の成立と変遷―比叡山との関係から―」（『ヒストリア』一五一号、一九九六年）。
- (11) 下坂守「中世門跡寺院の歴史的機能」（『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年、初出一九九九年）。以下、下坂論文とする。
- (12) 下坂論文で示された祇園社別当の一覧との間で説明を要する点が二つある。一点目は、『葉黄記』宝治二年八月五日条を根拠とし、八〇世道覚法親王のもとでの祇園社別当として把握されている実乗院円源についてである。この人物については、編纂所本に記載がない。この点については後考を期したい。二点目は、下坂論文では七二世承円のもとでの祇園社別当とされている任尊についてである。この人物は、編纂所本に記述がある「仁尊法眼」ではないかと思われる。
- (13) ちなみに、八五世尊助法親王のもとでの二人目の祇園社別当として記載がある「公澄法印」については「院主兼帯」とある。この「院主」については、西塔院主である可能性がある。西塔院主については、貝塚啓希「史料紹介京都府立京都学・歴史館所蔵『天台座主記』（一）」（『東京大学日本史学研究室紀要』二七号、二〇二三年）および本号所収の貝塚論文もご参照いただきたい。
- (14) 撰関家出身者という可能性もあるが、反例が存在する（七三世円基、八六世慈禪など）。
- (15) ただし、現状の編纂所本においては「一」の横に字が補われて

いる場合がほとんどであり、『天台座主記』編纂・書写のどの段階の認識であるかについては今後さらなる検討を加える必要がある。

(16) ただし、慈源については、「御」の字が付いているが、法名には敬意が示されていないという矛盾した状態になっている。この点は、『天台座主記』のもとになった史料の記述がそのまま引き継がれている可能性なども含めて、後考を期したい。

(17) 稲葉伸道「青蓮院門跡の成立と展開」（河音能平・福田栄次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館、二〇〇四年）、平雅行「青蓮院の門跡相論と鎌倉幕府」（河音能平・福田栄次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館、二〇〇四年）ほか。

(18) 『勘仲記』同年正月六日条ほか。

(19) 杉田建斗氏が、編纂所本上下巻の切れ目が、刊本の八七世までの底本である覚深本・重華本の中・下巻の切れ目と一致すると指摘している点も注目される（杉田建斗『『天台座主記』の写本系統に関する基礎的考察』『東京大学日本史学研究室紀要』二七号、二〇二三年）。覚深本・重華本の祖本と編纂所本は途中まで同系統の写本だった可能性が高い。両者が分かれたタイミングについてはいくつかの可能性があると思われる。この点後考を期したい。

凡例

・文字はおおむね現時通用の字体に改めた。また、文字の一部のみが書かれている場合、文脈上明らかなのは、本来の文字に直した。
・行替わりや空白については、なるべく史料原本の形を尊重した。ただし、レイアウトの都合で追い込んだ箇所については、改行箇所

に」を付した。

・各丁の表裏が変わるごとに、右上に（1オ）（1ウ）のように丁数を表記した。

・レイアウトの都合上、頭書については、その開始位置に※や※※を付し、座主の代替わりや丁の区切りに翻刻した。行が替わることによって示した。

・人名・年月日等の注は（○）、校訂注は（□）で記した。なお、校訂注に際して、渋谷慈鏡編『校訂増補 天台座主記』（比叡山延暦寺開創記念事務局、一九三五年）を参考にした箇所がある。

翻刻

（原表紙）

天台座主記下

（1オ）

天台座主記下

第六十二権僧正慈一（内題） 治山四年

法性寺禪定殿下御息 母仲光女（兼原忠通）

覚一親王入室 全玄前大僧正灌頂弟子 観性法橋受法（兼原忠通）

晴暹師受法

元暦元年十二月廿日、為御持僧、

建久三年十一月廿九日、任権僧正并座主、御年卅八、

勅使少納言藤原親家、十二月二日、登山、

同十六日、於甘露王院廊請 宣命、

同
四年癸丑自正月八日於閑院■皇居、為 主上(後鳥羽)

□(御力) 疱瘡御祈被修七仏薬師法參内之間、被

(1ウ)

□(百具力) 所司等、同十五日結願、有勸賞、令權

大僧都実円兼叙法印、

同廿三日、為拜堂御登山、前年三月、先為法務拜賀、御參閑院内裏、自甘露王院有此儀。

先着無動寺不動堂、入堂、酉刻於南山房受

印鑑、

次被行初度御政、次饗膳、次賜寺官祿物、

次拜堂、同廿七日、御社拜賀、自大宮被序所、有此儀。

四月一日、參前唐院、被開一箱、内陣役、成円阿闍梨、

今日、同被開御經藏、

同七日、被行初度授戒、

十月十一日、行幸日吉社、有勸賞、

(2才)

座主權僧正慈一、以已講範源、法勝寺三綱覺明等、叙法橋、当社行幸賞分讓二人是初例也、

別当法印弁雅、以阿闍梨成円任權律師、

權別当法印權大僧都実全、以阿闍梨明昌任權律師、

同五年甲寅正月十六日、上表辞退座主・法務・僧正等、被

送印鑑、然間、不可被納座主辞表之由、衆徒奉

奏状、三月三日、以藏人頭中宮亮宗頼朝臣為

勅使返辞表、仍同六日、被迎返印鑑、山務如元、

同廿一日、被行恒例御政、

七月廿三日、於閑院皇居被始修熾盛光法、勸賞、追可被、申請云々、

八月十六日、以無動寺御本房大乘院為中宮御願

(2ウ)

遂供養、被申置阿闍梨三口、建久六年正月、被定觀之、

九月廿三日、青蓮院燒亡、

十二月二日、行幸祇園社、有勸賞、

檢校權僧正慈一、以法橋覺明叙法眼、

別当權律師貞覺、転任權少僧都、

同六年卯九月日、於大乘院被始行勸学講、限

未來際可被興隆顯密法云々、以越前国

藤嶋庄為其用途、

十二月廿七日、阿闍梨公全叙法眼、寒御祈、賞讓、叙

同七年丙正月十三日、令權少僧都良尋。法印

令阿闍梨良雲任權律師、去年中宮御祈、弘眼法賞讓、去々年熾盛光法賞讓

(3才)

十一月十五日、授兩部灌頂於法印良尋、讚業廿八、

同廿五日、辞退座主・法務・權僧正・護持僧等御籠居、御籠居之後、四十二、

正治二年二月廿日、被申置阿闍梨三口於無動寺、御籠居之後、始應勸喚、

九月十一日、令權大僧都仁慶兼叙法印、於仙洞被修如法北斗法賞也、二品親王王產御祈七仏、藥師法賞讓、

同三年正月卅日、令法眼証眞任權少僧都、院御祈法花、法賞讓、

第六十三無品親王承仁円融房 治山五ヶ月、

後白河院皇子

明雲大僧正入室

顯真權僧正灌頂弟子

建久七年丙十一月卅日、任座主御年廿八、卅未滿座主之初例也、

勅使少納言平宗兼、十二月一日、登山、

(3ウ)

□□於白河御房請 宣命、

十二月廿一日、為護持僧修如意輪法、

同廿八日、為拜堂御登山、自三条御房、有此儀。

同廿九日、御社拜賀、自西南院、有此儀。

四月十一日、依御病辭退座主職、

同日、依 宣旨以法印良宴為戒和尚被行授戒、

去八日、依座主御病延引云々、

同廿七日、於白河御房薨逝、御年廿九、
文治元年、

第六十四法印弁雅僧正 金剛寿院 治山四年

大納言源顯雅卿息

重権権僧正弟子 実寛権僧正弟子 覚算法印灌頂弟子

建久八年丁巳五月廿一日、任座主年六十三、
去年八月喪母 一期中也、

勅使少納言高階隆経、 同廿三日、登山、

(4才)

六月廿三日、於浄土寺房請 宣命、

十月十四日、拜堂、 同十五日、參前唐院、開一箱、

同十六日、御社拜賀、

十二月廿二日、修勸学講、

自同廿四日為正朔日、日蝕御祈於根本中堂修七仏

薬師法、

同九年戊午三月十五日、後鳥羽院初度 上皇御幸日吉社、有勸賞、

座主法印弁雅、任権僧正、

别当法印権大僧都実全、以口講仁快申任権律師、

権別当権大僧都承円、叙法印、
九月十六日、可処執当実誓法眼於流罪之由、被下
院宣、是依赤土庄千僧供事、西塔・横川衆徒
以使者譴責之処、相語東塔一類衆徒、追立

(4ウ)

使者之間、両塔以講説文書櫃并千僧供往
来送置座主本房金剛寿院、訴申、依之被
行其科云々、又衆徒張本寿玄・経雲被行
遠流了、

四月廿七日改元正治

同十年己未正月十三日、後鳥羽院 転任僧正、年六十五、

十一月十七日、後鳥羽院 上皇 御幸日吉社、御浄衣、有勸賞、

檢校僧正弁雅、以阿闍梨尊榮叙法橋、

别当法印権大僧都実全、以阿闍梨慶全叙法橋、

権別当法印権大僧都承円依乳母別当三位逝去、雖無着座
追十二月廿九日、令阿闍梨仙昌叙法橋、

六月廿四日、大理公繼卿被止左衛門督・檢非違使

别当、(兼愿) 官人能宗遠流隱岐国、同息男左衛門尉

(5才)

隆景・春宮坊帶刀重宗各解却
見任、 序下部七人

遣夷島、是依天津神人之愁、衆徒之訴也、

二月十日入滅、(正治三年、
年六十七、
不食上於壇所付別所云々、

第六十五前権僧正慈大僧正 円 青蓮院 治山二年

建仁元年辛酉二月十八日、還補座主、御年四十七、

勅使少納言源重定、信敷 同廿六日、登山、

同日、請 宣命、

四月一日、為拜堂密儀御登山、先於大乘院請印鑑、

次被行初度御政、...

十月三日、上皇御幸日吉社、御淨衣、有勸賞、

座主前權僧正慈一以法眼公修任權少僧都、

(5ウ)

七月七日、俄辞座主職被送印鑑、

同十八日任大僧正、(建仁三年二月) 御年四十九、為前權僧正、超正僧正任大、(承元元年) 任臨時朝恩僧正之初例也云々、

十一月卅日、補天王寺別當、(建仁三年) 實慶入滅之後、山門始補此職、

西

第六十六法印実全權僧正 妙法院 治山一年

右大臣公能公息 母民部大輔忠成女(龍恩)

昌雲大僧正入室 惠淵阿闍梨灌頂弟子

建仁二年壬戌七月十三日、任座主年六十二、

勅使少納言源信定、同日、登山、

同十六日、於綾小路房請 宣命、

八月廿七日、遂拜堂、先於妙法院請印鑑、

同廿八日、御社拜賀、

(6才)

同三年癸亥六月廿九日、(後鳥羽院) 上皇 御幸日吉社、有勸賞、

檢校權僧正実全、以阿闍梨実信叙法橋、

別当法印權大僧都承円以權律師仁快転權少僧都、

權別当不見、

八月廿五日、上表辞退座主職、送印鑑、

行学合戰事 承久三年五月十日、入滅、年八十一、

第六十七僧正大僧正 真性宣陽房 又大乘院 治山二年

後白河院孫王 以仁王男 母民部大輔忠成女(龍恩)

昌雲大僧正入室 明雲大僧正・承仁親王等弟子 契仲阿闍梨

灌頂弟子」慈一前大僧正重受

建仁三年癸亥八月廿八日、任座主年卅七、

九月十五日、依行学騒動、辞退座主職、不被遂宣命以前 辞退、是初例也、

(6ウ)

座主辞退之後、及数月執当長胎行寺家事、

然間權僧正実円可為其替之由、粗有 天氣、披露

之處、大衆不可叙用之旨、以三綱經 奏聞、重有

評議、十月廿七日、以藏人頭左中弁長房為 勅使、(龍恩)

可為座主之由被仰下云々、

十一月五日、王子宮神殿彼岸所等燒亡、

同六日、八王子・三宮神殿彼岸所等燒亡、

同十四日、勅使少納言藤原忠明登山、

同十八日、於甘露王院廊請 宣命、

十二月十五日、上皇御幸日吉、被行競馬、有勸賞、

座主僧正真性以一身阿闍梨兼円叙法眼

同四年甲子正月廿九日、為拜堂登山、

(7才)

先着無動寺、於南山房請印鑑、被行政等、次拜堂、

同卅日、御社拜賀、

三月、補根本中堂顯密供僧、定安居以下行

法等、權少僧都証真依 院宣并貫首教命

執行堂務、

同十一月^(四)一日、新造日吉七社神輿、自 公家奉送本社、

同八月^(マ)八日、八王子・三宮遷宮、

元久二年乙三月廿日、二宮遷宮、

十月二日^亥乙午時、講堂・四王院・延命院・法華堂・

常行堂・鐘樓・文殊樓・五仏院・実相院・

御経藏・虚空藏惣社・南谷彼岸所・円融房・

極楽房・桜下房等焼亡、法花常^行法移修

食堂■、中堂恐餘炎佛像等奉渡随自意堂了、

寛喜二年六月十四日、入滅、^{年六十四}

第六十八法印權大僧都承円^{円融房}、治山七年

權僧正

松殿禪定殿下息 母前太政大臣忠雅公女^(藤原基房)

承仁親王入室 仙雲法印灌頂弟子^(藤原)

元久二年乙十二月十三日、任座主、^{年廿六}

勅使少納言藤原長季、同十四日、登山、

同十五日、於三条房請 宣命、^(元久三年)

四月十三日、為拜堂登山、先移徒円融房、 次請印鑑

被行政等、

(8才)

七月廿四日、法花堂常行・四王院・文殊樓・実相院等^(重胤男)

上棟、和尚有登山所被行也、

八月十日、法花常行堂本尊安置之、和尚有登山、所被

行也、

十一月十三日、参前唐院被開一箱、内陳役、仙雲法印、

同廿二日、^(後鳥羽院)上皇御幸日吉、有勸賞、^{先御幸梶井、有御}

座主權僧正承^(白鳥男)、^(藤原)以阿闍梨朝綠・前阿闍梨明慶申叙法橋、

正權別当不見

^(建永二年)十一月十三日、可停止園城寺所司赤袈裟着用之由、被下

院宣、是長吏前大僧正実慶募多年護持之功

續并金剛童子二壇之^勞効、依申請去月廿八日

勅許、依之衆徒蜂起、捧 奏状訴申之間、自今以後

可止着用之由被仰下也、

(8ウ)

承元二年^辰四月十九日、大講堂事始、

八月二日、^(後鳥羽院)上皇御幸日吉社、有勸賞、

座主權僧正承円、^(藤原)以阿闍梨行清叙法橋

六月十三日、^(承元三年)上皇御幸日吉、

七月十一日、惣持院阿闍梨房等焼亡、 同卅日、遣左少弁

範時^(藤原)実檢、

八月十九日、座主并前大僧正坊、前權僧正実全、

法印経源・成円・尊長・公円^{長吏}、權大僧都聖覚・

明禪・承信、權少僧都公暁等含 院宣登山、於院々

谷々、可被勅免堂衆之由、被仰含衆徒之处、山門

忽擾乱、同廿日、奉振上七社神輿於中堂、

仍被止勅免議了、同廿三日、令大僧都聖覚

遂一万体慈惠大師供養、今日奉下神輿於

本社了、

(9才)

九月九日、上皇御幸、

十二月廿八日、上表辞退座主并法務等、被送

印鑑、依無勅許被迎印鑑、

建曆二年壬申正月十五日、重上表遂辞退兩職、年卅三

第六十九前大僧正慈一青蓮院、門治山一年

建曆二年壬申正月十六日、還補座主御年五十八、三ヶ度還補之初例也、

勅使少納言源顯平、同十七日、登山、

同廿五日於大乘院請 宣命印鑑、

四月九日中務卿宝前童舞、同十八日、王子宮遷宮、

講堂本尊安置事、五月廿五日、

(9ウ)

同三年癸酉正月二日、辞退座主被送印鑑、

川 第七十權僧正公円寂場房、治山一年

入道左大臣藤原実房公息

実円權僧正入室 慈一前僧正灌頂弟子

建曆三年癸酉正月十一日、任權僧正補座主年四十六、

勅使少納言源信定、同十九日、登山、

同日、於粟田口豪円法印房請 宣命、

六月廿一日、惣持院御塔・灌頂堂・門楼等上棟、

座主并勅使右少弁藤原長資登山行之、

八月同日、関白殿下・左相府以下公卿於院殿上

議定山門褒賞、被定置三ヶ条事、即被

(10才)

下 院宣云、

日吉祭可被發遣 勅使事、

六月会同可被差遣 勅使事、

以学頭一臈可被任權律師事、三塔之内一臈次第可被任也、

右三ヶ事、且為賁神明之威光、且為添仏法之

護持、限永年可被定置也、是則非衆徒之帰

道理、不背 勅定之所致乎、此上弥令凝三千

徒之懇誠、宜奉祈億兆載仙算之由、可下知

給者、院宣如此仍執達如件

光親八月十一日 按察使判

謹上 天台座主權僧正御房

(10ウ)

十一月十八日、日吉秋季御祭也、被差遣勅使左近

權中将藤原資平、自爾以來每年發遣無絶、

同十九日、辞退座主職、同廿日、送印鑑、

第七十一前大僧正慈一論慈鎮、門治山一年八ヶ月

建曆三年癸酉十一月十九日、還補座主御年五十九、四ヶ度還補之初例、

勅使少納言源信定 同廿五日、登山、

十二月同七日、六月会講師代三年勤仕了之後、可被

抽任權律師為 勅使供給用途以最勝四天王

院領野州新庄可被改付延曆寺、又為諸堂

造営可被寄一ヶ国之由被下 院宣、

(11才)

建保二年六月同日、辞退座主職、被送印鑑、御年六十、

嘉禄元年七月廿三日、奉造八王子三宮御拜令祝座

宝殿、

同元年九月廿五日、御入滅、御年七十一、

※ 嘉禎三年三月八日、諡号慈鎮、依前大僧正良快奏也、
減後十三年

※ (付箋) 出雲寺司敬白依旧

第七十二權僧正承円僧正巴融房、治山七年

※ 建保二年甲戌六月十二日、還補座主、年三十五、

重可治山之由、度々雖被仰下、再三辭遁之間、先

内々被下 院宣云々、

勅使少納言源信定 同廿一日、登山、

同四年丙子六月十五日、後鳥羽院上皇御幸日吉社、三ケ日御參

籠、

※ 祇園別当／忠快法印／仁尊法眼

(11ウ)

同六年戊寅三月廿一日、御幸日吉社、

五月十日、後鳥羽院上皇御幸日吉社、

惣持院作營事、

十一月廿九日上皇・修明門院兩院御幸日吉、七ケ日御參籠、

(承久二年十一月)
同廿六日、

日吉 上皇御幸日吉、

同廿九日、辭僧正、

同三年辛巳四月廿四日、辭退座主職、被送印鑑、年四十二、

嘉禎二年十月十六日、於大原入滅、春秋五十七、

第七十三權僧正大僧正円基金剛寿院、治山六年

※ 普賢寺禪定殿下息 母最舜法眼女
(藤原北通)

弁雅僧正入室 勝基律師灌頂弟子 政春阿闍梨重受

承久三年辛巳八月廿七日任座主年三十六

※ 祇・・・／承信法印／宗源僧都

(12才)

九月三日、勅使少納言藤原実茂登山、

同七日、於浄土寺房請 宣命、

十一月七日、為拜堂登山、先於金剛寿院請印鑑、

同八日、參前唐院開一箱、内陣役良快法眼

同九日、御社拜賀、

(貞治二年)今年六月会、勅使不登山、是依去五月十四日

嘉祿二年法皇崩御、

※ 五月廿一日、酉刻、十禪師宝殿御正体動搖、

同三年丁亥正月三日、横川元三出仕僧綱、以廿人可為

定数之由議定、

同十四日、前唐院見聞大衆僉議云、未代之習、国衰

人貧、云神事、云仏事、無力于勤仕、又六月会講師

者、山門第一之大管也、請定二人僧綱、宜令營一会

※ 十月廿六日／西塔・横川／合戰事／僧禁事

(12ウ)

世諱云々、仍以法印宗雲・貞雲為当年会頭、

同廿一日、上表辭退座主職、被送印鑑、年四十二、

嘉禎二年八月廿三日、於浄土寺房入滅、年五十三、

第七十四二品親王尊性妙法院、治山二年

※ 後高倉院第一皇子 御母北白川院

実全前権僧正入室 即随僧正灌頂 隆宴法印受法

安貞元年丁未十二月廿七日、任座主御年卅四、

同二年戊子正月八日、勅使少納言平惟忠登山、

同十四日、於綾小路御房請 宣命、

同六日、先着西塔妙法院請印鑑、

同廿一日、祇園社拜賀雖非先規、臨時有此儀云々、

※祇一／公性法印

(13才)

三月改元寛喜

安貞三年己丑三月廿五日、文殊楼焼亡、

同卅日、上表辞退座主職、四月四日被送印鑑、

四月十一日、二宮方遷宮事、

第七十五僧正良快大僧正青蓮院、治山三年

※ 後法性寺禪定殿下息(藤原実実)

尊忠法印入室 慈一大僧正灌頂弟子 随覚什僧都・性舜法

印習 学顕宗

寛喜元年己丑四月十三日、任座主年四十五、

勅使少納言藤原宗明、同十六日、登山、

同十七日、於吉水房請 宣命、

七月一日、拜堂、先於無動寺南山房請印鑑、

同五日、參前唐院、開一箱、内陳役成源前大僧 隆玄僧都

※祇一／貞雲法印／泰承法眼／隆承法印

(13ウ)

仁治三年十二月十七日、於康楽寺入滅年五十八、

第七十六二品親王尊性妙法院 治山六年

※ 貞永元年辰壬八月廿五日、還補座主、御年卅九、

勅使少納言菅原長成、同廿八日、登山、

九月十一日、於綾小路時房請 宣命、

七月廿一日、還補天王寺別当、

十一月改元嘉禎(天福元年) 文曆二年乙未十二月八日、辞退座主職、雖及再三無

勅許、同十六日、被送印鑑、

※

嘉禎二年丙申正月八日、可為座主之由、被下 綸旨、仍 山務如元、

同四年戊閏二月十六日、辞退座主、被送印鑑、御年 四十五、

※祇一／公性法印／尊実

※舍利会／灌頂寺／家行事

(14才)

延応元年九月三日、於北白川殿薨逝、御年四十六、

第七十七権僧正慈源大僧正青蓮院、治山三年

※ 禪定殿下御息(藤原道家)

良快前大僧正入室 慈賢僧正受法灌頂弟子

嘉禎四年戊戌三月一日、任座主年二十、

勅使少納言藤原光実、同七日、登山、

同十日、於大成就院西廊請 宣命、

四月九日、於無動寺南山房請印鑑、

同十一日、朝參前唐院、被開一箱、内陳役成源法印、

※祇一／隆承／法印

第七十八僧正慈賢聖光房、治山六ヶ月

※ 俗姓源氏源三位頼政卿親類云々

慈鎮和尚瀉瓶弟子

※ 祇一／聖増法印

(14ウ)

仁治元年庚子八月十一日、任座主、年六十六、

勅使少納言菅原在章、同十三日、登山、

同十六日、於吉水房請 宣命、

同廿六日、為拜堂密儀登山、着青蓮院、先請印鑑、

同二年三月三日、於康樂寺房入滅、年六十七、

第七十九僧正慈源青蓮院、治山六年

※ 仁治二年辛丑正月十七日、還補座主、年二十三、

勅使少納言藤原高経、同日、登山、

同十八日、於大成就院西廊受 宣命、

同廿八日、密儀登山遂拜堂。先於無動寺大乘院請

印鑑、

宝治元年丁未正月廿八日、上表辭退座主、年廿九、

※ 祇一／尊実／法印

(15才)

今夜被送印鑑、

建長七年七月十九日、於吉水房入滅、年卅七

第八十無品親王道覺、青蓮院、治山三年

※ 後鳥羽禪定法皇王子

慈鎮和尚入室即隨和尚灌頂

宝治元年丁未三月廿五日、任座主、御年四十四、夏曆三十二、

勅使少納言藤原範親、

※ 祇一／公源法印 七月十九日、參前唐院、被開一箱、内陣役前權僧正成源、

※ 同二年三月／四日御幸

※ 第八十一無品親王尊覚円融房、治山十年

順徳院第一皇子

※ 入道尊快親王入室同灌頂弟子

建長元年己酉九月六日、任座主、御年三十五、

※ 祇一／雲快法印／顯雲僧都

(15ウ)

第八十二無品親王尊助、青蓮院、治山五年

※ 土御門院御子

尊性法親王入室、公円僧正受法灌頂弟子

※ 正嘉元年三月廿六日、任座主、御年四十三、今日改元正元、

※ 同十二年、被開一箱、内陣役法印公澄、

文応三年八月十五日、俄上表辭退座主職、山上

嗷々故也

※ 祇一／実増法印／禪成僧都

※ 社頭炎上／事

第八十三無品親王最仁円融房、治山二年

※ 土御門院皇子

尊覺法親王入室 真仙僧正受法灌頂弟子

弘長三年^{癸亥}八月十六日、任座主^{御年卅五}、

文永元年^{甲子}三月廿三日、子刻、山上諸堂廻祿事

園城寺燒亡事、五月二日、
※祇一／盛尊法印

(16才)

第八十四前權僧正澄覺^{円融房}、治山三年

※ 六条宮雅成親王御子

尊快法親王入室 真仙僧正受法灌頂

文永二年^{乙丑}三月十八日、任座主^{年四十六}、

※祇一／聖憲法印

第八十五無品尊一親王^{青蓮院、助}、治二年

※ 文永四年^{丁卯}七月十五日、^{庚還補座主、御年五十四、}

文永五年七月廿八日、前唐院宝物等少々被覽云々、

十一月廿六日辞退座主、一一一一

※祇・／聖憲法印／公澄法印／院主／兼帶

第八十六前大僧正慈禪^{浄土寺、}、治三年

(藤原家主)
猪熊入道殿下息

円基前大僧正入室 後慈源僧正入室 聖增僧正受法灌頂弟子

(16ウ)

文永五年^{戊辰}十二月廿六日、補座主、^{卅八、}

四月廿七日、參前唐院、開一箱、内陣役円守法印、

建治二年^{丙子}八月七日卯刻、於浄土寺房入滅、^{四十六、}

第八十七前大僧正澄覺^{円融房}、治六年

文永八年^{辛未}五月十六日、^{戊寅還補、年五十二、}

此事、去十一日以帥^{藤原}經任卿先内々被仰下之云々、

勅使少納言資兼登山、

建治元年十二月十四日、上表座主職、

(17才)

第八十八大僧正道一^{青蓮院、}、治山三年

(藤原良実)
二条大閤息

前大僧正最一^守入室 受法灌頂弟子

建治二年^{丙子}十一月廿五日、補座主、^{年四十一、}

勅使少納言藤親忠登山、

十二月一日、於愛宕房請 宣命、

同廿八日、參前唐院、開一箱、内陣役教源僧都、

弘安元年同六年^{癸未}正月十六日、三社神輿入洛事、

第八十九前大僧正公豪^{林泉房、}、治山四年

(藤原)
入道左大臣実房公息

承円僧正入室 兼学顕密

弘安元年^{戊寅}四月二日、補座主、

廿四日、開一箱、内陣役公尊法印、

弘安四年十月廿三日、辞退座主、

同日酉刻、入滅、^{八十六、}

(17ウ)

第九十僧正最源^{本覺院、}、治山一年

入道太政大臣良平公息^(重恩)

慈源僧正入室 聖增僧正灌頂弟子

弘安五年^{丁丑}三月十三日、任座主、^{年五十五、}

五月廿五日、参前唐院、開一箱、

(18才)

正安二年五月十二日

増全 書了

〔付記〕紹介・翻刻を許可していただいた東京大学史料編纂所に感謝
申し上げます。また本研究は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラムJPMJSP2108の支援を受けた。